平成２２年（フ）第２２６号
茨城県常陸太田市内田町4172番地
債務者　西野　寿博
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第２２８号
茨城県那珂郡東海村大字村松1234番地３　コンフォートハイツＢ―101、旧住所茨城県ひたちなか市栄町１丁目９番32号
債務者　小川　義紘
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第２３７号
茨城県東茨城郡茨城町大字上石崎4696番地23、旧住所茨城県土浦市木田余4965番地１　マイルーム105
債務者　竹田　真穂
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第２４０号
茨城県水戸市見和１丁目450番地の２　県営見和東アパート４棟305号
債務者　園部　かよ（旧姓富永）
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第２４１号
茨城県東茨城郡城里町大字石塚916番地の26
債務者　篠田　時子
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第２４４号
茨城県常陸大宮市田子内町3208番地の７
債務者　坂内　千鶴
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第２４５号
茨城県水戸市新原２丁目２番11号　ファーストステージ103号
債務者　原田　愛美
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第２４８号
茨城県水戸市千波町1492番地の２　サンガーデンＡ棟206号
債務者　眞家美代子（旧姓高信）
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第２４９号
茨城県那珂市西木倉249番地２
債務者　山田さとみ
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第２６２号
茨城県ひたちなか市大字中根3312番地２　市営深谷津第２アパート１―２―２
債務者　桐生　俊明
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第２８０号
茨城県水戸市渡里町2568番地の３　オリエンス八幡前Ａ棟202号、旧住所茨城県水戸市南町３丁目４番55―603号　サザンヒルズ
債務者　後藤　美治
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第１０９号
茨城県つくば市下河原崎143番地16
債務者　髙橋　照美
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第１２８号
茨城県土浦市神立町673番地56
債務者　森田　義彦
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第１３９号
茨城県稲敷郡阿見町大字荒川本郷2033番地442
債務者　酒井美恵子
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第１４２号
茨城県稲敷郡美浦村郷中2563番地６
債務者　吉田　　浩
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第１５０号
茨城県つくば市上ノ室1260番地　飯塚住宅１号
債務者　沼尻　　薫
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第１５２号
茨城県土浦市中高津１丁目９番33号
債務者　羽鳥　秀子
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係